

平成 26 年度第 2 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録要旨

I 開催日時 平成26年10月20日（月）午後2時～午後3時

II 開催場所 県庁本館6階大会議室2

III 議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の指名
- 4 議題
 - (1) 審議事項
 - ①東京インテリア家具大田原店の新設届出について（大田原市）
 - ②ニトリ佐野店の新設届出について（佐野市）
 - (2) 報告事項
 - ・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
 - (3) その他
- 5 閉会

IV 出席者

〔委員〕 長田哲平、熊倉雄一、小白井敏明、竹澤正樹、戸室康子、星法子、以上6名

〔事務局〕 経営支援課 篠崎課長、関本課長補佐（総括）、中里副主幹（GL）、塚形主任、佐藤主事
大田原市 商工観光課 佐藤課長、長谷川主幹、益子主査
佐野市 商工課 木村課長、高橋係長、堀江主査

V 議事の経過

午後2時、司会の中里副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員6人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告。

会長から、議事録署名人として熊倉委員と戸室委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項（1）の「東京インテリア家具大田原店の新設届出」（大田原市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

- 委員 : 交通について、一点確認したい点がある。市道市役所通り線から自転車により来店する場合、出入口①から来店するということによいか。
- 事務局 : そのとおりである。
- 委員 : 交通については、駐車台数や交差点需要率を考慮すると、問題ないと思われる。
- 委員 : 騒音についても問題ないと思われる。
- 委員 : 二点確認したいことがある。一点目として、当該店舗の出店に当たり、設置者が市道中央204号線の拡幅を行うということであるが、その部分は「図3

配置図」のオレンジ色で着色された部分で間違いないか。また二点目として、出入口②及び③の運用方法について説明してほしい。

事務局 : 一点目については、そのとおりである。店舗側を拡幅する予定である。二点目について、出入口②は右折、出入口③は左折の誘導を行い、退店車両が市道中央204号線を北上しないように計画している。

委員 : 店舗東側の住宅と住宅の間の通路について、店舗の間になにか設置されるようであるが、何か。

事務局 : 階段が設置される予定である。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題1 審議事項(2)の「ニトリ佐野店の新設届出」(佐野市)について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 交通については、国道50号線に路面表示を新設する点や既存の乗り入れ口を利用する点、交差点需要率等を考慮すると、問題ないと思われる。

委員 : 騒音についても、問題ないと思われる。

委員 : P1 届出概要の「店舗形態」について、東京インテリア家具大田原店とニトリ佐野店で記載が異なるのはなぜか。

事務局 : 「店舗形態」については、区分けの明確な規定がなく、記載内容を設置者の判断に委ねているためである。

委員 : 出入口について、NO.1については入口専用、NO.2については出口専用ということによいか。

事務局 : そのとおりである。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時に審議会は終了した。